

令和6年度 第2回

日高市障害者地域総合支援協議会 会議録

会議の名称	日高市障害者地域総合支援協議会
日時	令和7年1月15日（水曜日）15:00～16:30
場所	日高市役所1階101会議室
公開・非公開	公開
非公開理由	
出席者	萩原副会長、 藤原委員、相澤委員、志村委員、四條委員、田島委員、 黒田委員、加藤委員、市村委員（以上協議会委員） 金川委員、岡野委員、豊島委員（以上部会委員）
欠席者	相川会長、丸谷委員、藤川委員
説明員	障がい福祉担当主幹樋口 真也
事務局	福祉子ども部長野澤 勝行、障がい福祉課長西 長武、 障がい福祉担当主幹樋口 真也
傍聴者	3人
所管課	福祉子ども部障がい福祉課
議題及び 決定事項等	1 日高市手話言語条例の制定について 【決定事項等】 日高市手話言語条例の制定については、承認と決定した。
会議資料	1 日高市手話言語条例制定までの経緯 2 日高市手話言語条例（案） 3 日高市手話言語条例・逐条解説（案） 4 市民コメント結果 5 聴覚障がい者へのアンケート結果 6 聴覚障がい者へのアンケート用紙
会議の経過	1 開会 2 福祉子ども部長あいさつ 3 協議会部会手話言語条例検討委員会委員の紹介 4 議題1「日高市手話言語条例の制定」について

事務局：

日高市障害者地域総合支援協議会設置要綱第5条3項に基づき、議事進行を副会長に依頼。

議長：

議事について説明員より説明をお願いします。

説明員：

資料についての説明を行う。

議長：

説明員から説明がありましたが、ご意見、ご質問などありましたらお願いします。

委員：

近隣の手話言語条例の制定状況と、近隣の市役所内の手話通訳者の設置状況を教えてください。

説明員：

近隣はほとんどの市町で条例制定済です。近隣の市役所内の手話通訳者の配置状況については未確認です。

委員：

了解しました。

議長：

市民コメントにもあるように、身近な市役所や病院での通訳者の設置や、災害に対する対応などが求められています。部会委員に、聴覚障がい者の現状等をお伺いしたいのですがよろしいでしょうか。

部会委員：

私が以前居住していた市では、手話通訳できる職員が居ました。その市では、手話講習の対象に市役所職員も含まれると聞いています。日高市では、スマートフォンの通訳を利用する方も居ると聞きますが、私は筆談で対応しています。

病院については、日高市だけではなく他市の病院も手話通訳者を見かけたことはありません。大きい病院では、大

きな画面で受診番号がわかるようになっていますが、待合室で待っている聴覚障がい者は不安になります。彼らが主治医などに状況を伝える場合は、県の通訳者派遣制度を利用して対応できますが、緊急に病気になった場合は、実際には何もできないことが多いと思います。スマートフォンを利用して近くの人に助けを求める手段はありますが、一人暮らしてコロナウイルス感染した場合は大変に苦労します。現在では、電話リレーサービスや、救急の FAX サービスもありますが、できれば、手話による会話ができることが一番良い方法だと思います。

緊急と言え、自動車事故を起こした場合は大変です。相手の方が親切な方であれば、スマートフォン等で丁寧に対応していただけますが、悪い人であると、一方的に悪者にされてしまうことも聞いたりします。

議長：

部会委員のお話を聞いて、ご質問などありますか？

委員：

今のお話で、救急車や警察を呼ぶ時は、どういう方法になりますか？

部会委員：

スマートフォンの音声文字の変換システムを利用します。また、スマートフォンのボタン一つで救急車に繋がり GPS 機能で呼ぶことができるものもあります。また、電話リレーサービスというものもあります。通常の場合に電話リレーサービスは使用したことはありますが、救急の時と家の時は違うので、緊急にはスマートフォンの対応が欠かせないと思います。

議長：

他にご質問などありますか？

委員：

アンケートの、手話が使えますかという問いに、使えな

い人が68%もいるのに驚いたのですが、こういう方たちにも手話が必要になってくると思うのですが、どうしてこれだけの人がいるのかお聞きしたいと思います。

説明員：

アンケートには、軽度の障がいの方から重い障がいの方もいまして、補聴器などの手話以外の方法で聞き取る人もいるのでこのような数字になっていると推測します。

部会委員：

重度だけど、ろう学校ではなく普通の学校に通っていて、手話が使えないという人もいます。手話がわからない難聴者という意味もあります。

委員：

条例によって、具体的にどうするかをお聞かせください。例えば、先ほどもお話にあったとおり、市役所や病院などに手話通訳者を配置するとか、市内にも沢山の方が手話を出来るようになっていきますけど、具体的にはいつ頃から出来ますか？

説明員：

制定後の取組状況については、引き続き可能であれば検討委員会のメンバーなどと話し合っていて決めていきたいと考えています。具体的な事で、お話出来ることはまだありませんが、少しずつ進めて参ります。

部会委員：

手話サークルでは、小学校からの申出があれば、福祉教育の一環として子供たちに手話を経験してもらっています。小学校4年生が対象です。今後の対象は他の学年や、一般向けとかも良いと思っています。去年は、ある法人の職員さんにも講習会を始めて行いました。そういうものを市役所の方とか公民館とかで年に1回でも行えば、聴覚障がい者を身近に感じられると思います。

実際、手話を必要とする聴覚障がい者は少ないですが、

手話を一人でも必要としている人がいるなら手話を身近に感じる機会を増やし、聴覚障がい者への理解を深めることが最適と思います。

委員：

特別支援学校では、聴覚障がいのある児童のため、授業で手話を使っていますが、知的障がいもある児童もいるので、手話を覚えることが難しいです。そういう場合、手話だけでなくサインを通して指導しているというのが今学校で行っている状況です。また、埼玉県の支援移籍学習を利用して、普通校やろう学校との交流で、巡回に来てもらう事や、子ども同士の交流があります。

議長：

サインは、例えば「美味しい」というサインとか子供が好きだからすぐ覚えるので良い手段だと思います。

委員：

サインは障がい者だけの言語ではありませんが、耳の聞こえにくい方の親御さんは手話を望むので、手話で会話をしています。また、学校以外の日常的に手話を使うことが少ないので、授業では手話を続けるようにしています。

委員：

私たちの施設にも聴覚障がい者はいますが、やはり知的障がいもあるので、手話を覚えることは出来ません。

委員：

私自身は仕事上聴覚障がい者とお会いしたことが無いのですが、私たちの職員も講習を受けても良いと思います。

委員：

会社では期日を決めることが常識で、具体的な期日が必要だと思います。なので、様々な施策の推進には、期日を決めることが大事だと思います。

また、会社では、コロナウイルス感染症が広まって以降は会議がオンライン会議となっています。また、私たちの

会社では、わからない事があれば、サポートセンターというものがあります。つまり、このサポートセンターとオンライン会議を組み合わせた場合、効率的な運営が出来るのではないかと思います。困った時の対応、災害、公共機関に対する問い合わせとか、オンラインで結べるようにして、サポートセンターを設ければ、ある程度の解決策になるという気がしました。

委員：

私は、初めて障がい平等研修を地域の公民館でやりました。その際、社協で一人は生まれつきの聴覚障がい者で、もう一人は中途聴覚障がいの方を連れてきてくれました。手話を使っている聴覚障がいの方は手話がわかるけど、中途の方はわからない様子でした。また、手話がわかる方も、学校と普段の生活の手話は違うので、普段使用する手話についても明確にする必要があると思いました。

また、災害時にはどういう対応をするのかも必要と思います。先日も、宮崎で地震があって、宮崎の知り合いが精神病院に入院しているのですが、大変不安だと話していました。聞こえない人はもっと大変だったと思います。

また、子供たちの教育は4年生で終わってしまうので、聴覚障がい者との交流ができる場所も必要と思いました。

部会委員：

私の勤務先では、仕事上障がいのある方とか高齢の方とかの出入りが多く、聴覚障がい者の方も何人か来られていて、手話が必要な場面がありますが、職場で手話ができる職員が居ないので、手話の必要性を感じます。

先ほど、職員向けの講習会の話をしていただいたところですが、その時も、手話を全く触れたことが無い職員や、聴覚障がい者とも全く交流が無い職員もいて、実際に聞こえない方と触れることが、聴覚障がいの理解を得るためにとてもよかったと思います。

委員：

この条例は、プロの通訳者を雇うのではなく、みんなで手話を学ぼうと言われているのかと思いました。

手話を覚えると言ってもなかなか難しい、もっと具体的な事があれば予算化しやすいと思います。

委員：

具体的な事がもっと欲しいと思います。手話の講習会に昨年応募しましたが、定員に達したため叶いませんでした。今後も続けていただきたいと思います。

委員：

部会委員さんの話を聞いて、大変な事だと感じました。これまで、様々な障がいの方のお仕事をさせて頂いていますが、私たちの事業所も、知的障がいの併用の方もいて、苦勞している状況です。

議長：

これまで、様々な意見が出ましたが、具体的には制定後に意見を出し合って取り組んでいくということになるかと思っています。

事務局：

今回の条例は、理念条例というもので、具体的な計画を進める前のものです、委員さんのご意見のとおり、プロの通訳者を雇うのではなく、みんなで手話を学ぼうというニュアンスに近いです。手話がジェスチャーではなく、言葉、言語ということを理解して頂いた上で、事業者の役割も書かせて頂いたように、病院にも働きかけをし、これで終わりではなく、これを元年とし、永久的に普及啓発を図っていく拠り所の条例であることが一つで、もう一つは、協議の場として、部会を継続的に行って、当事者の意見を汲みながら、今後施策を行っていきたいと考えています。

議長：

部会については、他の部会と同様に協議会にも報告をお

願います。

議長：

それでは、他にご意見が無ければ、質疑に入らせていただきます。日高市手話言語条例制定について賛成の方挙手をお願いします。

委員：

挙手にて裁決。

議長：

全員賛成です。日高市手話言語条例制定については承認といたします。

議長：

本日の協議は以上となります。本日協議された内容及び委員の皆様からのご意見を今後の日高市のより良い福祉のために活かしていただけるよう願います。それでは、事務局へ司会を譲ります。委員の皆様、本日は本当にありがとうございました。それでは閉会に移ります。

事務局：

副会長には、スムーズな議事進行をいただきありがとうございました。委員の皆様、ご審議ありがとうございました。今回の協議会は、通常の協議会とは異なる進行でありましたが、手話言語条例の制定のプロセスにおいて欠かせないものでありました。おかげさまで、手話言語条例の制定に向けて進めていくことが出来るようになります。また、今年度の、もう一回、第3回の協議会を、令和7年3月14日（金）午後2時から、501会議室にて予定しております。後日通知をさせていただきます。その際には、手話言語条例制定後の取り組みや、現在行われている医療的ケア児者部会、差別解消部会の状況を含めた、今年度の障がい福祉課の取り組み状況についてご報告を行い、ご質疑を頂く予定となっておりますので、委員の皆様におかれましては、積極的なご参加及びご意見をいただけますよう

	よろしくお願ひいたします。これを持ちまして、本日の会議を閉会いたします。皆様、どうもありがとうございました。
--	--